

○防衛省告示第四百四十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還及び追加提供が令和三年五月三十一日次のとおり決定された。

令和三年六月二日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有	土地…約六九〇平方メートル	
			公有	土地…約七〇平方メートル	
			民有	土地…約一、一〇〇平方メートル	

令和三年五月三十一日

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘 要

二〇〇一 三沢飛行場 三沢市 国有 建物…約九二〇平方メートル

国有 工作物…門等

管理棟等として追加提供する。

四一六一 小松飛行場 京丹後市 国有 建物…約一、三〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

令和三年六月二十一日から同年七月十一

日までの間

小松飛行場（航空自衛隊経ヶ岬分屯基地

四一六四 今津饗庭野中演習場 高島市

国有

の施設の一部）を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

建物…約四、六〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

令和三年六月十八日から同年七月十一日までの間

陸上自衛隊今津饗庭野中演習場の施設の

四一六六 伊丹駐屯地

伊丹市、川西市

国有

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用
ある施設及び区域として提供する。この
場合において、合衆国軍隊がこの施設及
び区域を使用している期間中は、地位協
定の関連ある条項が適用される。

土地…約一八〇平方メートル

国有

建物…約二、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

令和三年六月十八日から同年七月十一日
までの間

陸上自衛隊伊丹駐屯地の施設及び区域の

四一七一 明野駐屯地

伊勢市

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

ある施設及び区域として提供する。この

場合において、合衆国軍隊がこの施設及

び区域を使用している期間中は、地位協

定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約一三、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約三、三〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

令和三年六月十八日から同年七月十一日

までの間

陸上自衛隊明野駐屯地の施設及び区域の

五一三〇 奄美駐屯地

奄美市

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

ある施設及び区域として提供する。この

場合において、合衆国軍隊がこの施設及

び区域を使用している期間中は、地位協

定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約二一、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約二、〇〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

令和三年六月二十二日から同年七月十一

日までの間

陸上自衛隊奄美駐屯地の施設及び区域の

六〇五六 牧港補給地区

浦添市

国有

工作物・鋪床等

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

駐車場等として追加提供する。